

持統天皇御製歌僻案

—「春過ぎて夏来るらし」をめぐつて—

大濱眞幸

一 問題提起

藤原宮御宇天皇代高天原広野姫天皇 元年丁亥、十二年
讓位輕太子 尊号曰太上天皇

天皇の御製歌

春過ぎて 夏来るらし 白妙の 衣乾したり 天の香来山

(卷1・二八)

右の歌は、言うまでもなく、持統天皇の著名な御製歌であり、その評価は、例えば最新の注釈書である、阿蘇瑞枝氏『萬葉集全歌講義』の【歌意】の項にも、

香具山に干している白い衣服が初夏の強い日光をキラキラ

と反射させて、周囲の濃い緑に映えている様子から、春の季節が過ぎて夏が来たことを、実感として受け止めて詠んだもの。香具山の周間に広がっていたに違いない青々とした

た稻田、山の上に広がる青い空まで目に浮かぶような印象鮮明な歌である。

と説かれている如く、春から夏への季節の推移をきわやかに詠み上げた名歌として定まっているように思われる。しかし、かつて亡父巖比古は、こうした定説に異を唱え、吉井巖氏の、

この歌の「春過ぎて夏来るらし」の句を、なぜ五句三十一文字の短詩形の中で、二句までも使って、いわばあたりまえのことを、このようにわざわざことわらねばならないのか

という問題意識に答えて、

「春過ぎて夏來たるらし」というのは四時順行をいいあらわす句だったのである。さらにこの歌は、四時・天地を歌い込んだ天皇讃歌—作者が『萬葉集』の記す通り持統天皇

であるなら、これは持統自身の帝位確認の宣言歌であるといわねばならないほどのものであった。

というのは、この歌は、見かけでは春・夏がその推移を

うたわれて初夏の到来の時点でのものの如く見えるが、季節観——四時観で見る時、ここには順序よく春夏秋冬の「四時」がよみこまれているからである。

春過ぎて夏來たるらし白たへの衣干したり天の香來山

となり、その上、「天地」までがよみこまれているのであつた。

二 — (一) 作歌の場所 — 「藤原宮」 —

当該歌作歌の場所は、「藤原宮」と「飛鳥淨御原宮」との二説に大別される。

周知の通り、『萬葉集』卷第一は時代順に配列され、また、そこに収載された歌の時代は標題によつて示されている。「泊瀬朝倉宮御宇天皇代」に始まるその記載順によると、当該歌は、「藤原宮御宇天皇代」の冒頭に配列されている。

この藤原宮は、「日本書紀」「天武紀」(卷第二十九)によると、

a (天武天皇) 十三年(684)二月癸丑朔庚辰(二八日)に、

淨廣肆広瀬王・小錦中大伴連安麻呂と判官・錄事・陰陽師・

工匠等を畿内に遣して、都つくるべき地を視占しめたまふ。

いうきわめて当然の季節の推移をことさら言語化した「春過ぎて夏來たるらし」という表現に対する注解が必要とされていることは注意されるべきである。つまり、「春」から「夏」へと

ことそれ 자체、まさしくそのことさらなる言語化の解明が求められているということであろう。その意味で、作者持統天皇は

何ゆえ当該句をかく詠まねばならなかつたのか、という問題意

識は、この著名な一首の意義に直結する問題として、なお問い合わせられてよいと問題であると思われる。

が、

c 朱鳥元年（686）九月戊戌朔丙午（九日）に、天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りましぬ。

という事態となつて中断した。けれども、この大事業は、「持統紀」（卷第三〇）に、

d（持統天皇）四年（690）十月甲辰朔壬申（二九日）に、高市皇子、藤原の宮地を観す。公卿・百寮徒へり。

e 同年十二月癸卯朔辛酉（一九日）に、天皇、藤原に幸して宮地を観す。公卿・百寮皆徒へり。

f 五年（691）冬十月戊戌朔甲子（二七日）に、使者を遣して、新益京を鎮祭らしむ。

g 六年（692）春正月丁卯朔戊寅（一二日）に、天皇、新益京の路を観す。

h 同年五月乙丑朔丁亥（二三日）に、淨廣肆難波王等を遣して、藤原の宮地を鎮祭らしむ。

i 同年六月甲子朔癸巳（三〇日）に、天皇、藤原の宮地を觀す。

j 七年（693）二月庚申朔己巳（一〇日）に、造京司衣縫王等に詔して、掘せる尸を收めしむ。

k（同年）八月戊午朔（一日）に、藤原の宮地に幸す。

一八年（694）春正月乙酉朔乙巳（二二日）に、藤原宮に幸す。即日に、宮に還りたまふ。

m（同年）十二月辛巳朔乙卯（六日）に、藤原宮に遷居します。

と克明に記された如く、天武の遺志を持統が繼承・完成させた

ものであり、ことに、d・e・g・i・k・lの記事に見出される、度重なる新都造営視察の行幸は、この大事業に対する持統天皇の並々ならぬ意込みを如実に示していよう。それゆえもあって、『萬葉集』は、持統天皇の時代を「藤原宮御宇天皇代」と記すのである。従つて、その冒頭に配された当該歌も、

藤原宮での作歌と考えるのが素直な理解ではある。けれども、藤原宮と香具山との位置関係からすると、藤原宮作歌説では、当該歌の第四句「衣乾したり」という表現がよくわからなくなつてくる。というのも、香具山は、「藤原宮の御井の歌」に、

やすみしし わご大君 高照らす 日の皇子 あらたへの

藤井が原に 大御門 始めたまひて 塙安の 堤の上に
あり立たし 見したまへば 大和の 青香具山は 日の経

の大き御門に 春山と しみさび立てり ……後略……
(1・五二)

と詠まれたとおり、藤原宮の東に位置する。それ故、当該歌が

藤原宮で作歌されたとすれば、作者たる持統天皇の視線は、香具山の〈西斜面ないしは北西斜面〉を眺めていたことになる。

この点が問題なのである。夏の到来ゆえ太陽の位置は高く、日照時間も長くなつており、また、香具山自体、「高山」（一三・

一四）と表記されたりもするが、実際の標高は一四八メートル（比高四八メートル）に過ぎない低い山である。従つて、そのような「香具山」のどこに「衣」が「乾」されてあつたとしても何ら問題ないとも言えよう。けれども、その実態が更衣（代匠記 初・精）にせよ神事の衣裳（折口信夫、渡瀬昌忠⁵）にせよ、およそ衣類を「乾す」ときに、現代の都会における狭小な住宅事情で、ドライエリアが制限されるような場合ならまだしも、そういうことは到底考えられない当該歌のような場合、わざわざ香具山の〈西斜面ないしは北西斜面〉に「衣」を「乾」したりするものであろうか。

一一（ii） 作歌の場所 — 「淨御原宮」 —

右に述べた如く、当該歌が藤原宮で詠まれたとすると、香具山の〈西斜面ないしは北西斜面〉に「衣」が「乾」されているということになり、そうした行為には不自然な位置関係となる。

の如く、天武治世の当初からその統治における忠実・強力な補

では、淨御原宮からの詠と見ることの当否はいかがであろうか。この点について、以下、持統天皇と淨御原宮との関わりを、『日本書紀』の記事をたどることで考えてみたい。

壬申の乱に勝利した天武天皇は、

a (天武天皇) 元年 (672) 是の歳に、宮室を岡本宮の南に營る。即冬に、遷りて居します。是を飛鳥淨御原宮と謂ふ。

b (同) 二年 (673) 二月丁巳朔癸未 (二七日) に、天皇、有司に命せて壇場を設け、飛鳥淨御原宮に即帝位す。

の如く、まず岡本宮の南に宮室を設け、ついで淨御原宮に遷居した後、同宮に即位し、十四年の治世を経て、c 朱鳥元年 (686) 九月戊戌朔丙午 (九日) に、天皇の病、遂に差えずして、正宮に崩りましぬ。

と、淨御原宮で崩御した。

この天武天皇に終生つき従つた持統天皇について、「持統紀」に載せる立后記事では、

d (天武) 二年 (673) に、立ちて皇后となりたまふ。皇后、

始めより今に迄るまでに、天皇を佐けて天下を定めたまふ。

毎に侍執の際に、輒ち言ふこと、政事に及し、毘補したまふ所多し。

佐者であつたことが明記され、また、天武の崩御に際しては、

e 朱鳥元年（686）九月戊戌朔丙午（九日）に、天渟中原瀛真人天皇崩りましぬ。皇后、臨朝称制したまふ。

と、即日「称制」することで、朝廷内に存したであろう皇位継承に関わる様々な思惑の機先を制して、政局の主導権を握り、

f 三年（689）夏四月癸未朔乙未（一三日）に、皇太子草壁皇子尊薨りぬ。

という危機的事態に直面しながらも称制を継続してその難局を乗り切り、ついには、

g 四年（690）春正月戊寅朔（一日）に、物部麻呂朝臣、大盾を樹つ。神祇伯中臣大島朝臣、天神寿詞を読む。畢りて忌部宿禰色夫知、神璽の剣・鏡を皇后に奉上する。皇后、即天皇位す。公卿・百寮、羅列りて畳く拝みたてまつり拍手つ。の如く、自ら即位することで、亡き草壁皇太子の男、輕皇子の成長に皇統維持の望みを託した。

以上、周知のこと故、粗々引用した『日本書紀』に見える天武天皇の飛鳥淨御原宮遷居から持統天皇即位に至る間、他所への遷都の記事ない。つまり、持統は、夫天武の淨御原宮遷居（a）から、その崩御（e）に至る間、皇后の座にあって、夫天武の最も信頼する統治の補弼者として、また、天武崩御の後

は、称制（e）・自身の即位（g）、さらには、

h 八年（694）十二月辛巳朔乙卯（六日）に、藤原宮に遷居します。

とある、藤原宮遷居に至る二三年もの長きに亘つて、飛鳥淨御原宮に、その統治の補弼者ないしは統治者その人として君臨した。

一方、持統天皇と藤原宮との結びつきは、先にも見たとおり、亡夫天武の遺志を継承、実現させたものであり、その意味で非常に重要な意義を有していたと思われる。けれども、藤原宮における持統天皇の実質的な統治期間は、文武元年（697）八月一日、輕皇太子（文武天皇）に譲位するまでの、約三年という短期間であり、また、大宝二年（702）十二月二一日の崩御までの、太上天皇としての期間を加えても約八年に過ぎない。とするならば、『萬葉集』では、天武の時代との区別を明示するという編纂上の必要もあって、持統天皇の時代を「藤原宮御宇天皇代」と標示したのであろうが、持統天皇自身にとつては、夫天武とともに壬申の乱を勝ち抜くことによってようやく獲得した国家統治の基盤の地であり、また、天武の死後は自らが称制して朝政に臨み、ついには天皇として即位した「飛鳥淨御原宮」こそが、最も重要かつ愛着を覚えた宮だつたと考えることができる

のではなかろうか。その「飛鳥淨御原宮」の真北に香具山は位置する。つまり、「飛鳥淨御原宮」から香具山を望めば、その南斜面を眺めることになる。この〈香具山の南斜面〉という場所は、前節に見た〈香具山の西ないし北西斜面〉と比較したとき、まさしく「衣」を「乾」すという行為にふさわしい地理的条件と言えよう。即ち、前述した、持統天皇と「飛鳥淨御原宮」との関係、および、「飛鳥淨御原宮」と香具山との位置関係からすると、当該歌を「飛鳥淨御原宮」からの詠とする方が、一
首に描かれた風景を成り立たせる地理的条件を満たすと考えることができるであろう。^⑥

三 季節到来の表現

当該歌の上二句「春過ぎて夏来るらし」という表現には、「春」という季節の経過と「夏」の到来が「らし」によつて推量判断されている。そこで、「萬葉集」では季節の到来をどのように表現したかについて通覧すると、およそ次のような三通りの詠み方がなされている。

まず、節物の出現への気付きを通して到来した季節を詠む、という詠み方で、例えば、

①石走る 垂水の上の さわらびの 萌え出づる春に な

りにけるかも (8・一四一八 春雜歌 志貴皇子)

では、冬の間は決して見ることのできなかつた「さわらび」なる節物が「萌え出づる」という、新たなそして微細な変化への気付きを通して「春」の到来を発見している。こうした、節物の出現への気付きによる季節の到来表現は、

②うちなびく 春来るらし 山のまの 遠き木末の 咲き

行く見れば (同・一四二二 同 尾張連)

③うち上る 佐保の川原の 青柳は 今は春へと なりに

けるかも (同・一四三三 同 大伴坂上郎女)

④時は今 春になりぬと み雪降る 遠き山辺に 霜立た

びく (同・一四三九 同 中臣朝臣武良自)

⑤霞立つ 野の上の方に 行きしかば うぐひす鳴きつ

春になるらし (同・一四四三 同 丹比真人乙麻呂)

⑥ひさかたの 天の香具山 この夕 霜たなびく 春立つ

らしも (10・一八一二 同人麻呂歌集)

⑦古の 人の植ゑけむ 杉が枝に 霜たなびく 春は来ぬ

(同・一八一四 同人麻呂歌集)

ひす鳴きつ (同・一八一九 同 鳥を詠む)

の如く多数見いだされ、萬葉集におけるもつとも一般的な季節把握のありようと考へることができる。

一方、暦法における暦月と節月二様の語彙を重ねて季節の到来を詠む、という表現法がある。こうした季節把握は、

a 正月立ち 春の來たらば かくしこそ 梅を招きつつ

樂しき終へめ (5・八一五 紀男人 天平二年 730)⁽⁷⁾

b 正月立つ 春の初めに かくしつつ 相し笑みてば 時

じけめやも (18・四一三七 家持 天平勝宝二年 750)⁽⁸⁾

c 新しき 年の始めの 初春の 今日降る雪の いや重け

吉事 (同・四五二六 同 天平寶字三年 759)⁽⁸⁾

の如く、ごく少數の例が見いだされるだけである。こうした表現法は、暦法の制度的定着と、そうした知識を踏まえて歌に詠える。

こうした中で、当該歌のような、つまり、暦法の節月的基本による季節の順行を通してその到来を表現する例は、当該歌の他に、

i 冬過ぎて 春来るらし 朝日さす 春日の山に 霞たな
びく (10・一八四四 春雜歌 奈良朝)

ii 冬過ぎて 春の來れば 年月は 新たなれども 人は古
り行く (同・一八八四、同、同)

iii 冬過ぎ 春は來れど 梅の花 君にあらねば 招く
人もなし (17・三九〇一 大伴書持 天平十二年 740)

iv 春過ぎて 夏来向かへば あしひきの 山呼びとよめ
さ夜中に 鳴くほととぎす 初声を 聞けばなつかし
あやめぐさ 花橘を 貫き交じへ かづらくまでに 里
とよめ 鳴き渡れども なほししのはゆ

(19・四一八〇 大伴家持 天平勝宝二年 750)

という例を見るのみであるが、とりわけ当該歌が、時期的に非常に早い例であることは、既に多くの研究が指摘するところである。

こうした表現を成り立たせる背景について、新井栄蔵氏は、季節を人為的に立て定める中國的四時觀と、季節がそれ自体即自的に成り定まる日本の季節感との相違を論じた中で、当該歌を四季感に基づくと捉えている。また、渡瀬昌忠氏は、当該歌のこうした表現が、暦法の知識とともに獲得されたものと指摘している⁽¹⁰⁾。さらに、「和歌文學大系萬葉集」は、当該歌に、「暦法の施行にともなつて季節觀も深まり、天武・持統朝にこうした作品が作られたのである」と注する。こうした最近の当該歌

の季節感・觀への言及を承けて、岩下武彦氏も、「四時觀のみでなく四季觀も曆法などの新しい文化の受容によって、歴史的に獲得されたものであることが指摘されているのが注意される」と述べる^⑪ように、当該歌の季節表現の背景に、「曆法」が存在することが近時の共通理解となつてゐると言えるであろう。

四 日本における曆法の受容とその意義

前節に見た、当該歌の季節意識を支えた「曆法」は、どのように我が国に受容されたのだろうか。この点に関して、「日本書紀」に見える曆法関連記事によれば、「欽明紀」(卷第一九)に、

a 十四年（554）六月に、内臣を遣して、[△]闕名百濟に使せし

む。[△]中略……別に勅したまはく、「医博士・易博士・曆博士等、番に依りて上き下れ。[△]中略……又、ト書・曆本・種々の薬物、付送れ」とのたまふ。

b 十五（554）年二月に、百濟、……中略……別に勅を奉りて、

易博士施徳王道良・曆博士固徳王保孫・医博士奈率王有陀・採藥師施徳潘量豊・固徳丁有陀……中略……を貢る。

皆請すに依りて代ふるなり。

とある如く、既に六世紀中葉には百濟経由で受容されていた。

また、「推古紀」(卷第二二)十年(602)冬十月条に、

c 百濟の僧觀勒來り。仍りて曆本・天文・地理の書、并せて
通甲・方術の書とを貢る。是の時に、書生三四人を選ひて、

村主高聰・天文・通甲を学ぶ。山背臣日立、方術を学ぶ。

皆学びて業を成しつ。

とある如く、七世紀初頭には、やはり百濟僧の教授によつて、我が国でもその知識が、渡来系の人びとを中心に行はれていた。こうした伝習の積み重ねによつて獲得された「曆」の施行を、「持統紀」(卷第三〇)は、その四年(690)一月甲戌朔甲申(一二日)条に、

d、勅を奉りて始めて元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ。

と、まさしく当該歌の作者持統天皇その人の治績として特記するのである。こうした持統朝における曆の普及定着は、「政治要略」卷二五にも、「右官史記に曰く、太上天皇持統元年(687)正月、諸司に頒曆す」とあり、また、二〇〇三年に石神遺跡で発掘された、持統三年(689)三月及び四月の曆日を記す現存最古の具注曆木簡の存在によつても証されよう。こうした曆の実施は、おそらく持統朝以前から行はれていたことと思われる。

けれども、常のことは記さない『日本書紀』が、そのことを他ならぬ持統天皇の統治の一環として特記することについては、表現の中でも極めて早いものであること、また、そうした表現の背景に暦法の知識の存在を考える最近の研究動向などをも勘案すれば、格別な注意がはらわれてしかるべきであろう。

では、当該歌に見いだされる季節の順行表現や、それを支える「暦法」それ自体は、どのような意義を有していたのであるか。

言うまでもなく、我が国が受容した暦法は古代中国のそれに由来する。その中国における暦の意義は、例えば、『禮記』「月令第六」の記事を「孟春之月」に代表させれば、

孟春の月、……中略……○東風凍を解き、蟄蟲始めて振き、魚冰に上り、鱠魚を祭り、鴻鴈来る。○天子青陽の左个に居り、鸞路に乗り、倉龍を駕し、青旂を載て、青衣を衣、

倉玉を服し、麥と羊とを食ふ。その器は疎にして以て達なり。○是の月や、立春なるを以て、立春に先立つ三日、太子之を天子に謁げて曰く、某日立春、盛德本に在り、と。

天子乃ち齋す。立春の日、天子親ら三公・九卿・諸侯・大夫を帥みて、以て春を東郊に迎へ、環反りて公卿・大夫を

朝に賞し、相に命じて徳を布き令を和げ、慶を行ひ恵を施し、下兆民に及ぶ。慶賜遂行して、当たらざること有るを母からしむ。以て初めて常と為す。○是の月や、天子乃ち

元日を以て、穀を上帝に祀る。乃ち元辰を擇びて、天子親ら未耜を載せ、之を參保介と御との間に措き、三公・九卿・諸侯・大夫を帥みて、躬ら帝籍を耕す。天子は三推し、三

公は五推し、卿・諸侯は九推す。反りて、爵を太寝に執り、三公・九卿・諸侯・大夫皆御る。命じて勞酒と曰ふ。○是

の月や、天氣下降し、地氣上騰し、天地和同し、草木萌動す。王命じて、農事を布く。田に命じて東郊に舍り、皆封疆を脩めて、審かに徑術を端し、善く丘陵阪険原隰、土地の宜しき所、五穀の殖する所を相て、以て民を教道す。必ず之を躬親らす。田事既に囁ひ、先づ準直を定む。農乃ち惑はず。

の如く、永遠に繰り返される時間の単位としての「一年」における天子の生活・行動全般を厳しく規定する時間的根本原理としてある。こうした暦の極めて重要な意義は、同じく、『禮記』「月令」に、

孟春之月、……中略……孟春に夏令を行へば、則ち雨水時ならず、草木蚤く落ち、國時に恐れ有り。秋令を行へば、

則ち、其の民大いに疫し、拂風・暴雨總て至り、藜莠・逢蒿竝び興る。冬令を行へば、則ち水潦、敗を為し、雪霜大いに撃け、首種入らず。

(「孟春之月」、類似の記事、「仲春の月」以下の各月にあり)とある如く、そのまま天子の國家統治の理非曲直に直結する。即ち、天子の行動の時間的根本原理としてある暦、四時順行の意義は、天子一人のみならず、『書經』「堯典」にも、

乃ち義と和に命じて、欽みて昊天に若ひて、日月星辰を曆象し、敬みて人に時を授けしむ。分ちて羲仲に命じて嵎夷に宅らしむ。陽谷と曰ふ。寅みて出日を賓し、東作を平秩せしむ。日は中、星は鳥なり、以て仲春を殷とす。厥の民は析れ、鳥獸は孳尾す。申ねて羲叔に命じて、南交に宅らしめ、南訛を平秩せしむ。敬みて致す。日は永く、星は火なり、以て仲夏を正す。厥の民は因り、鳥獸は希革す。

分ちて和仲に命じて、西に宅らしめ、昧谷と曰ふ。寅みて和叔に命じて、朔方に宅らしめ、幽都と曰ふ。朔易を平在せしむ。日は短く、星は昴なり、以て仲冬を正す。厥の民は隠し、鳥獸は耗毛あり。帝曰く、咨、汝羲と和と、暮

は三百有六旬有六日あり、閏月を以て四時を定め、歲を成す。

と記されている如く、天子がその統治において獨占的に立て定め、百官・人民に正しい季節・正しい時として授ける、國家統治の時間的根本原理としての極めて重要な意義を有していた。

こうした暦の意義、四時順行の意義は、『日本書紀』推古天皇一二年(604)夏四月丙寅朔戊辰(三日)条に見える、

……前略……皇太子、親ら肇めて憲法十七条を作りたまふ。……中略……三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君は天なり。臣は地なり。天は覆ひ地は載す。四時順行して、万氣通ふことを得。地、天を覆はむとするときは、壊るることを致さむ。是を以ちて、君言ふときは臣承る、上行ふときは下靡く。故、詔を承りては必ず慎め。謹まずは自づから敗れなむと。……後略……

という、いわゆる聖德太子の「憲法十七条」にも明記され、また、孝德天皇大化二年(646)秋八月庚申朔癸酉(一四日)条にも、

……前略……詔して曰く、「原れば夫れ天地陰陽、四時をして相乱れしめず。惟れば此天地万物を生す。万物の内に、人是最も靈なり。最も靈なる間に、聖人主たり。是を以ち

て、聖主の天皇、天に則り御外して、人の所獲むことを思
ほすこと、暫も胸に廢てず。……後略……

とある如く、我が国においても正しく受容されていた。即ち、
繰り返しになるが、暦は、帝王が、その統治の象徴として、独
占的に四方・四時の秩序を整え統一し、百官・人民を支配する
国家統治の時間的根本原理であり、四時の順行は、その帝王の
統治・支配が正しく順調であることの証としてあつた。

こうした、暦の意義は、天皇を中心とする当時の支配秩序の
理念を根底から支える、いわば通奏低音の如き基本原理として
理解されていたものと思われる。当該歌の季節表現の真意を解
明するためには、こうした暦・四時順行の根本的な意義にまで
立ち返つて考えてみる必要があるのでなかろうか。

五 「天の香来山」の由緒

本節では、当該歌の歌い納めたる「天の香来山」について考
察したい。

『萬葉集』において、「香具山」は全一三例詠まれている。
その中で、「天の香来山」と「天の」を冠する例は、当該歌を
含めて、

a 大和には 群山あれど とりよろふ 天の香具山 登り立
ち国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海原は かまめ立
ち立つうまし国そ あきづ島 大和の国は

(1・二舒明天皇国見歌)

b 天降りつく 天の香具山 霞立つ 春に至れば 松風に
池波立ちて 桜花 木のくれしげに 沖辺には 鴨つま呼
ばひ 辺つへに あぢむら騒き ももしきの大宮人の

まかり出て 遊ぶ舟には 棍棹も なくてさぶしも

(3・二五七 鴨君足人、同・二六〇に「天降りつく神
の香具山」あり)

c 古の 事は知らぬを 我見ても 久しうなりぬ 天の香具
山

(7・一〇九六)

d ひさかたの 天の香具山 この夕 霞たなびく 春立つら

しも (10・一八一二 春雜歌 柿本朝臣人麻呂歌集)

の如く、全五例見いだされる。また、『伊豫國風土記』逸文には、

e 伊豫の國の風土記に曰く、伊豫の郡。郡家より東北のかた
に天山あり。天山と名づくる由は、倭に天香具山あり。天
より天降りし時、二つに分れて、片端は倭の國に天降り、
片端は此の土に天降りき。因りて天山と謂ふ、本なり。

のような伝承を伝える。

これら「天の香来山」という句の表現性について、岩下武彦

氏は、従来の研究を踏まえつつ、「天上の神話に連なる表現であろう」と指摘した^⑫。即ち、当該歌の「香来山」は、「天の」いう称辞が冠せられることによって、高天原から地上世界に天下つた神代以来の聖なる山としてその出自が表現されている。そうした香具山の出自は、同時に高天原の主宰神、天照大御神の直系の子孫たる天皇としてある持統自身のそれと等しいものであり、またさらには、祖父舒明天皇が、その版図全体の秩序の言語的具現化を構成的に表現することを通して、自身の統治の再確認を行つた国見歌（一・二前掲a）の場でもあつた。即ち、当該歌に表現された「春過ぎて夏来るらし」という季節の順行は、天皇とその出自を同じくする聖なる山「天の香具山」に「衣」が「乾」されていることを根拠とした、統治者持続のことさらなる言表として、当該歌に定位されているのである。持統天皇の季節の順行への根拠ある推量判断は、夫天武とともにあつた飛鳥淨御原宮から、「香具山」に「乾」された「衣」を毎年変わらず見てきたその経験知が支えたことと思われる。

以上述べ來たことを踏まえて、当該歌の意義を論じようとしたとき、やはり、本稿冒頭に引いた亡父の言が想起される。しかし、それには「深読み」との指摘もなされており、本稿もそこまでの解釈には躊躇を覚える。ただ、このようには言えるであろう。即ち、当該歌に詠まれた「春」から「夏」への季節の順行は、それが、他ならぬ統治者持統天皇の表現であるだけに、「春」から「夏」への順正な季節移行の表現は、「夏」から「秋」、「秋」から「冬」への、これまた順正な季節の移行を予定調和的に含意した表現であろう。また、先に見た暦の根本原理を想起したとき、その意味において、持統天皇が「春過ぎて夏来るらし」と季節の順行を歌うことそれ自体が、自身の統治・支配が正しく順調であることへの、自身の「ことは」による自己確認としてあつたと考える。

即ち、当該歌は、持統天皇自らの王権の確認・宣言の歌としての意義を有して、その統治時代の冒頭に配列されているのであり、また、その意味で、「持統自身の帝位確認の宣言歌であるといわねばならない」という亡父の当該歌に対する評価が首

肯されてくる。

持統天皇が、曆法に基づいた季節の順行を、「うた」という特徴的な言語行為によって表現すること自体、それが理念的には帝王が独占的に立て定め、臣民に授け示す統治の時間的原理であったが故に、すでに、そのことのみにおいても、当該歌は、單なる叙景歌ではあり得なかつた。作者持統天皇は、季節の順行を

うたのことばとして」とさら言語化することを通して、自身を中心とする統治世界に、順正な時間的秩序を現出させた。それは、持統天皇その人が、天皇という存在であつたればこそ可能な表現であつた。その意味において、当該歌の作歌時期は、渡瀬昌忠氏が指摘したように、その即位の年（持統四年（690））の「春から初夏の交」^⑯と考へてよいであろう。また、当該歌に企図された意味を叙上の如く捉えることによつて、その表現が、祖父舒明天皇国見歌の方法とは相違した、まさしく作者持統天皇の時代に相応しい方法によつて、その秩序の言語的具現化を達成していることを知ることができるであろう。

【注】

- ① 大濱嚴比古「天智の裔の歌語り（下）」「すばる」1973. vol 12。後、『万葉幻視考』（昭53、集英社）に再録。

② 例えば、森斌氏「持統御製歌の考察——卷一・二八番歌をめぐって——」『国語国文学誌』16号（広島女学院大学、昭61）、岩下武彦氏「持統天皇の香具山の歌」「セミナーワン葉の歌人と作品第一巻」（平11、和泉書院）など。

③ 江口冽氏「天皇の思想と陰陽・五行思想の歌」「古代天皇と陰陽寮の思想」（平11、河出書房新社）

④ 最近の注釈書では、「飛鳥淨御原宮」説が多数を占める中で、『新大系』は、両説併記ながら「藤原宮」説を先に記している。

⑤ 折口信夫「続万葉集講義」「折口信夫全集 第九巻」（昭30、中央公論社）、渡瀬昌忠氏「香具山の白衣『春過ぎて』」「万葉一枝」（平7、塙書房）

⑥ 早く「私注」に指摘がある。また、石井庄司氏「万葉歌人と風土」「万葉集——人間・歴史・風土——」（上代文学会編、昭48）にも詳述されている。

⑦ 折稿「梅花宴冒頭歌の意匠」「国文学」第78号（関西大学）

⑧ 折稿「大伴家持作『三年正月一日』の歌——新しき年の初めの初春の今日」をめぐって——」「吉井巌先生古稀記念論集 日本古典の眺望」（平3、おうふう）、及び「天平宝字三年正月一日の宴歌」「セミナーワン葉の歌人と作品 第九巻」

(平15、和泉書院)

- ⑨新井栄藏氏「万葉集季節觀致」「万葉集研究 第五集」(昭和51、塙書房)

- ⑩渡瀬昌忠氏「渡瀬昌忠著作集 第三卷 人麻呂歌集非略体歌論上」第二章、第五・六節(平14、とうふう)

- ⑪・⑫岩下武彦氏注②同論文

- ⑬内田賢徳氏「萬葉の知、その成立」「萬葉の知—成立と以前」(平4、塙書房)

- ⑭注①『万葉幻視考』に付された、坂本信幸氏の「解説」における指摘。

- ⑮渡瀬昌忠氏注⑤同書

【補記】

本稿脱稿後、神野志隆光氏より「複数の「古代」」(平19、講談社)をいただいた。同書第三章に、「日本書紀」が暦の実施を持続天皇の治績として記すことの意味が詳述されている。参照されたい。

(おおはま まさき／本学教授)